

令和6年4月
長崎県警察

放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則の一部改正に伴う結果の
公示について

1 規則の題名

放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則

2 規則の趣旨

この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づき、長崎
県公安委員会が行う放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めるもの

3 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の規則の改正は、放置違反金の納付場所について、従来、金融機関の
みであったところ、コンビニエンスストアが追加されたことから、規則に規
定する別記様式の納付場所欄の記載内容を変更したものであり、その他につ
いても形式的な変更であったため、行政手続法第39条第4項第8号の規定に
準じて意見公募手続を実施しませんでした。